横越農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別:除外

(2) 変更概要

付図	除外箇所	除外前の	農用地区域からの除外理由	除外面積	除外後
番号		用途区分		(登記簿地目)	の用途
1	江南区 阿賀野 番 外	農用地	法第10条第3項非該当 具体的理由:石油・天然ガス掘削のための抗井及び付帯諸施 設設置のため。	1,294.00 ㎡ (畑)	石油・天然 ガス掘削 のための 抗井及び 付帯諸施
					設用地
2	江南区駒込字前郷	農用地	法第10条第4項該当 具体的理由:野菜集出荷場設置 のため。	1,157.00 ㎡ (宅地)	野菜集出荷場用地

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

【石油・天然ガス掘削のための抗井及び付帯諸施設用地(付図番号1)】

当該地は、帝国石油株式会社(現 国際石油開発帝石株式会社)が、石油・天然ガス掘削のための抗 井及び付帯諸施設用地として昭和40年6月2日付けで農地法第5条許可(賃貸借)を受け事業を開始 し、現在も継続している。

昭和46年に農用地区域の範囲が定められる以前に既に非農地化していることから、農振法第10条 第3項非該当として横越農業振興地域整備計画の変更を申し出るものである。

(昭和40年6月2日農地法第5条許可。現況雑種地)

【野菜集出荷場用地(付図番号2)】

当該地は、昭和57年に非農用地区域(創設非農地)として亀田郷土地改良区による換地処分が行われた土地であり、横越村農業協同組合が昭和56年度新潟県農林水産業振興事業を活用し、藤山・駒込地区における野菜の共販体制の確立及び品質向上に向け昭和56年10月1日に野菜集出荷場を建設している。

平成7年に合併により亀田郷みなみ農業協同組合へ所有権移転。

平成15年に亀田郷みなみ農業協同組合より横越町へ土地と建物が所有権移転され、平成17年に合併により新潟市へ承継された。現在は主に農産物消費イベントや地域の集会所、公民館活動など地域交流の拠点として利用されている。

創設非農地として換地処分されていることから、農振法第10条第4項該当として横越農業振興地域 整備計画の変更を申し出るものである。

(昭和57年7月10日非農用地区域(創設非農地)として換地処分,同年8月3日登記完了。現況宅地)

3 変更箇所位置図及び詳細図

別添のとおり

4 **変更箇所に係る農林水産事業実施状況**(事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの。)

該当なし

5 当該変更の経過

日付	事項			
H28. 11. 29	横越農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出			
H28. 12. 20	横越農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答			
H29. 1. 20~2. 20	横越農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧(意見書提出なし)			
H29. 2. 20~3. 7	横越農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間(異議申出なし)			
H29. 3. 15	横越農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出			
H29. 3. 22	横越農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答			
H29. 3. 31	横越農業振興地域整備計画変更に係る12条公告(農振除外)			